



個人事業者等に対する安全衛生対策について（総括）

第166回安全衛生分科会資料

検討会の報告結果を踏まえた検討状況

措置の主体	個人事業者等の危険有害業務		個人事業者等の危険有害業務以外の業務
	有害業務に伴う健康障害の防止	危険の防止	過重労働、メンタルヘルス等の健康管理対策
事業者	<p>最高裁判決対応 【対応済】</p>	<p><u>論点2</u> 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策） 【対応済】</p>	
個人事業者等			
注文者	<p><u>論点1</u> 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等 ● 個人事業者自身による措置のあり方 ● 注文者（発注者）による措置のあり方 ● 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方 	<p><u>論点3</u> 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等） 【対応済】</p>	
注文者以外の災害リスクを発生させる者（機械リース業者等）			

今後の検討の進め方

論点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

- 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等
- 個人事業者自身による措置のあり方
- 注文者（発注者）による措置のあり方
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方

安衛法上どのように「個人事業者等」を位置付けるのか

【総論①】

労働安全衛生法上の「個人事業者等」の範囲

【総論②】

労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方

措置主体に応じて具体的な内容を検討してはどうか

【各論①】

個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

【各論②】

個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策

【各論③】

その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等）

検討会報告書の項目ごとの対応状況、検討経緯

検討会報告書の項目

1 検討会の趣旨・開催状況

2 個人事業者等を取り巻く安全衛生上の現状と課題

3 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討結果

3-1 個人事業者等の業務上の災害の把握等

3-2 個人事業者等の危険有害作業に係る災害を防止するための対策

(1) 個人事業者等自身による措置やその実効性を確保するための仕組み

(2) 注文者(発注者)による措置

※ うち、【注文者等による安全上の指示】は別途ガイドライン等で対応(まとまり次第報告予定)

(3) 発注者以外の災害原因となるリスクを生み出す者等による措置

(4) 個人事業者等に作業の一部を請け負わせる事業者による対策

3-3 個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策

3-4 個人事業者等や小規模事業者に対する支援

3-5 その他

(1) 個人事業者等の特性を踏まえた対策の推進

(2) 個人事業者等による労働基準監督署等への申告について



第161、162回

※ 個人事業者等の範囲等の整理

第165回

第162、163回

第163、164回

第165回

第164、165回

対応済

対応済

第165回



第165回

【総論①】 労働安全衛生法上の「個人事業者等」の範囲

対応案

- 労働安全衛生法において保護対象や義務主体とする「個人事業者等」の範囲は以下のとおりとしてはどうか。

① 個人事業者

- ・ 労働者を使用しない。
- ・ 法人、非法人（個人）かは問わない。
- ・ 請負契約や業務委託契約のような契約の有無は問わない（＝農家、芸術家なども含む）。

② 中小事業の事業主及び役員

- ・ 個人事業者や労働者が行うのと類似の作業を自ら行う中小事業の事業主や役員。
※ 中小事業の範囲は、業務上災害の実態や他の労働基準関係法令での取扱いを踏まえて定めることとする

《委員からのご指摘のうち、新たな論点としてご議論いただきたいもの》

- 中小事業の事業主及び役員について、個人事業者や労働者が行うのと類似の作業を自ら行うという行動に着目して対象を規定していくことが重要であり、その範囲については今後慎重に検討していく必要がある。
- 家族従事者の中には、中小事業主と同様に個人事業者や労働者と類似の作業を行う者もいるが、こうした方々について、どのように取り扱うのか。

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 今回示される個人事業者等の範囲の定義によって、本来雇用すべき労働者を請負等に振り替えるといった使用者側の責任回避に繋がらないようにすること。

【総論②】 労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方

個人事業者等自身に措置を求める場合

対応案

- 労働安全衛生法が労働者の安全や健康の確保を通じた労働者保護を主目的としていることを踏まえれば、個人事業者等自身に措置を求めるのは労働者と同じ場所で就業する場合とすることが適當ではないか。

事業者や注文者、建築物や機械等の貸与者に個人事業者等の保護の観点から措置を求める場合

対応案

- 労働安全衛生法が労働者保護を主目的としていることを踏まえれば、個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合には、事業者や注文者、建築物や機械等の貸与者に個人事業者等の保護の観点から措置を求めることが適當ではないか。
- 個人事業者等が労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、注文した仕事に係る作業場所や作業方法から生ずる災害リスクへの対応については、安衛法の既存の枠組み（発注者、注文者対策）の活用が可能なものもあるため、これを活用することとしてはどうか。

個人事業者等自身や事業者、注文者、建築物や機械等の貸与者に措置を求めることが困難な場合

対応案

- 法令に基づく措置が困難な場合であっても、個人事業者等の危険や健康障害を防止する観点から、ガイドライン等により関係者に措置を求めることとしてはどうか。

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 「労働者と異なる場所で就業する場合」や「法令に基づく措置が困難な場合」であっても、個人事業者等に対して最大限の保護がなされるように取り組むべき。
- 個人事業者の災害防止を考えるならば、規制を課すのは安衛法上労働者と同じ場所で働く場合だけでなく、法改正を行い、個人事業者を定義し、労働者と異なる場所で就業する場合であっても、類似の作業を行う場合には規制の対象とすべきではないか。

【各論①】個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

ア 機械等の安全の確保

対応案

- 労働安全衛生法上、個人事業者等自身に措置を求める能够のは、労働者と同じ場所で働く場面とすることを踏まえれば、使用禁止とする対象機械や、実施を義務付ける定期自主検査等の範囲、定期自主検査等の対象機械等については、労働者保護の観点から事業者に義務付けられているものと同一の範囲としてはどうか。
- 対象機械等を個人事業者等自身が持込む場合には、定期自主検査等は自らが行うことが可能であるが、事業者が労働者に使用させているものを一時的に使用する場合については、個人事業者等が直接、定期自主検査等を行うことが現実的でない場合もあるため、新たに義務付けられる措置の具体的な実施方法等を省令や通達で明確にすることとしてはどうか。
- 個人事業者等が義務付けられた行為を行わなかつたことに起因する被害の程度は、事業者が労働者保護の観点から講ずべき措置を怠つた場合と同様であることを踏まえれば、罰則についても事業者に対するものと同等のものとしてはどうか。
- 機械等の使用後の保管・管理など、個人事業者等自らが持ち込んで使用する機械等の管理等に関する事項や事業者が機械等を個人事業者等に一時的に貸与する場合における留意事項等をガイドライン等で示すこととしてはどうか。
- また、労働者とは異なる場所で、機械等を個人事業者等が使用する場合であつても、個人事業者等自身の災害を防止する観点から、構造規格を具備していない機械等の使用禁止や定期自主検査等の実施が望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。

【各論①】個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

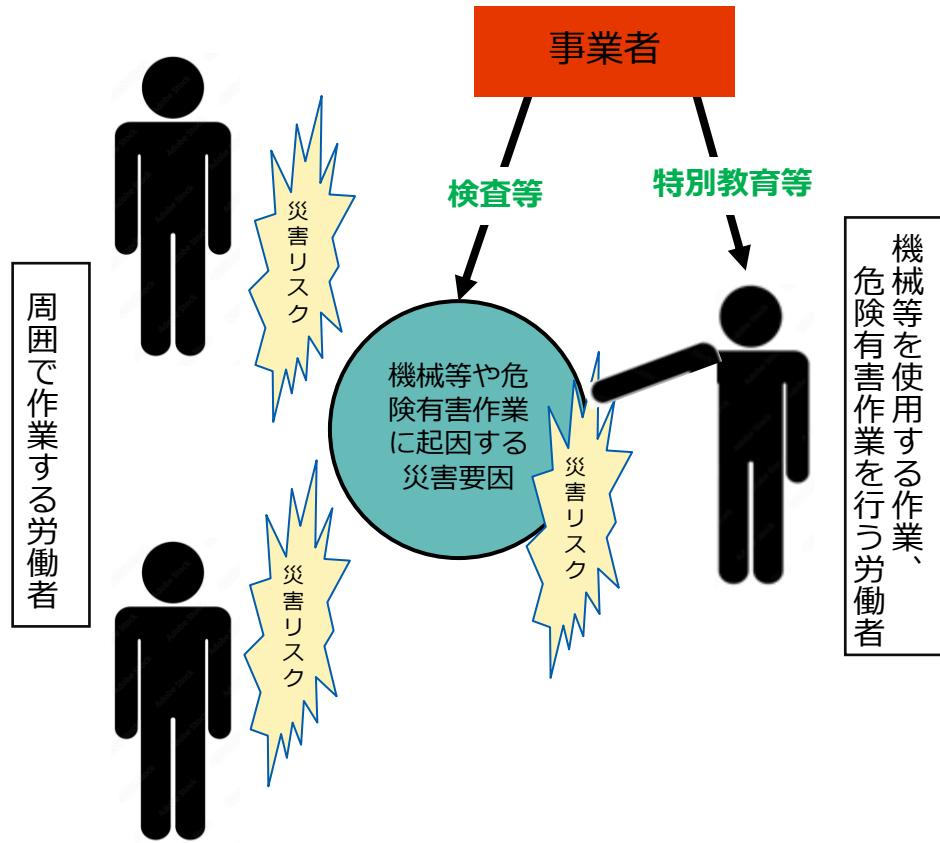
- 個人事業者に対し、事業者から一時貸与する機械等について、定期検査が実施されているかどうかを確認することを求めるのであれば、事業者に対しては個人事業者への定期検査の実施状況の通知を義務付けるべき。
- 請負契約書において「定期自主検査については個人事業者が事業者に代わって実施する」旨が明記される場合も考えられる。このような場合の検査費用については、安全衛生経費として請求に盛り込めるなどを明らかにすべき。
- 個人事業者に対して、事前に法令違反になる可能性があることをしっかりと周知されることが大前提であり、個人事業者保護の観点から、しっかりと周知が行き届くまでの間は罰則の適用を猶予するなどの措置を検討すべき。
- 事業者から個人事業者等に対する通知の義務付けについては、現行法令との整合性も踏まえた検討が必要。

(参考) 危険有害作業等を行う個人事業者等に措置を義務付ける必要性 (イメージ)

基本的な考え方 (イメージ図)

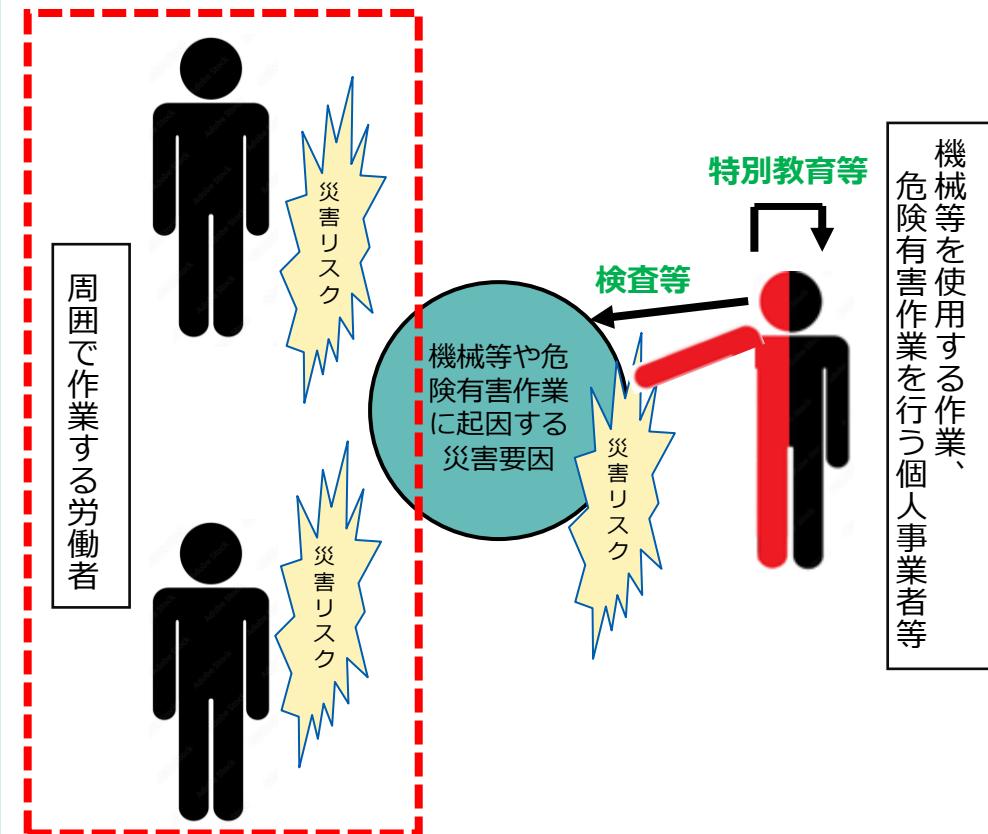
事業者が講ずる措置についての考え方 (現行法)

事業者は、「機械等を使用する作業、危険有害作業を行なう労働者」だけでなく、「周囲で作業する労働者」も同様に保護する観点から機械の使用禁止等の措置を実施



個人事業者等に新たに義務付ける措置の考え方

「周囲で作業する労働者」も同様に保護する観点から、個人事業者等は、事業者に義務付けられている措置と同一の範囲の措置を講ずる必要があるのではないか



【各論①】個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

イ 安全衛生教育の受講等

対応案

- 個人事業者等に新たに措置を義務付けるのは、労働者と同じ場所で働く場面とすることや、個人事業者等の作業が周囲で作業する労働者に危害を及ぼすことを防止するという観点を踏まえれば、受講・修了を義務付ける教育等の範囲については、危険有害作業による労働災害防止の観点から事業者に義務付けられている特別教育としてはどうか。
- 労働者の場合に作業主任者の選任が必要な作業を個人事業者等が行う場合には、作業主任者技能講習の修了等が望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。
- 特別教育や作業主任者技能講習等以外の教育等についても、受講・修了が望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。
- 義務付けられた教育等を受講・修了しなかったことに起因する被害の程度は、事業者が労働者保護の観点から講すべき教育等を怠った場合と同様であることを踏まえれば、罰則についても事業者に対するものと同等のものとしてはどうか。
- 教育等の受講・修了は、免許や資格と同様に、作業者の技能と直結するものであり、作業の都度受講・修了が必要なものではないため、注文者に対して一律に費用負担を求めるのではなく、講習・教育に関する情報提供や未受講者に対する受講機会の提供と併せて、個人事業者等が法令上必要とされる事項を実施することが可能となるような経費が適切に確保されるよう、注文者に対してガイドライン等で周知・啓発を図ることとしてはどうか。
- 建設工事の元方事業者等が入構の際、個人事業者等が行う作業内容に応じ、必要となる安全衛生に関する教育等の受講・修了状況を確認することのほか、持ち込み機械等が構造規格を具備しているか、法令上必要となる検査等を実施しているかについても確認することが望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。
- 労働者とは異なる場所で、作業を行う場合であっても、個人事業者等自身の災害を防止する観点から、特別教育や作業主任者技能講習等を受講・修了し、必要な知識・技能を得ておくことが望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。

【各論①】個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 作業主任者の選任が必要な作業を行う場合には、個人事業者等であっても作業主任者技能講習等を修了していることが望ましいため、法令上の義務とすることが難しいとしても、対応策については一段階強い書きぶりにすべき。
- 個人事業者等に対して、特別教育等の受講が必須であることが事前に十分周知されるべき。また、周知が行き届くまでの間については罰則の適用を猶予することも検討すべきではないか。
- 個人事業者等が労働者とは異なる場所で作業を行う場合であっても、特別教育等を受講・修了することについて、ガイドライン等により指導すべきではないか。
- 個人事業者に対して、今般規定される内容を行き届かせるには政府による周知広報や、契約時ににおける事業者による確認などの取り組みが不可欠。
- 労働者であれば必要となる特別教育が未受講者であった個人事業者に対しては、その経費や受講のための時間が確保されるよう、ガイドラインに明記いただきたい。
- 特別教育は一旦受講を修了すれば継続的に危険有害業務を請け負うことができるという点で、半年毎に受診が求められる特殊健康診断とは性質が異なる。注文者が費用を負担すると整理した特殊健康診断とは分けて考えたほうがよい。

【各論①】個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

ウ 事業者が作業の一部を請負わせる個人事業者等に対して講じる措置への対応

【個人事業者等が講ずべき措置の罰則について】

対応案

- 義務付けられた措置を遵守しなかったことに起因する被害の程度は、労働者が立入禁止等の措置を遵守しなかった場合と同様であることを踏まえれば、罰則についても労働者に対するものと同等のものとしてはどうか。
- また、安衛法第 22 条と同様に危害防止措置を定めているそれ以外の条文との間で、罰則に差を設ける合理的な理由はないため、同様の考え方とすることとしてはどうか。

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 個人事業者等に対する罰則のあり方については、全体的なバランスを考えて検討する必要があり、周知が行き届くまでについては、罰則の適用を猶予すること等も含めて検討すべき。

【各論①】個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

(続き)

【事業者が周知した内容の徹底について】

対応案

- 事業者は必要な措置が確実に伝わるよう分かりやすく周知するとともに、周知された内容が実施されていないことを確認した場合には、個人事業者等に対して安全衛生上必要な指導・指示を行うことによりその徹底を図ることが重要である旨をガイドライン等で示し、改正省令の履行確保と併せて指導することとしてはどうか。
- また、事業者が周知した内容の徹底を個人事業者等に対して指導・指示することは、直ちに偽装請負や指揮命令には該当しない旨をガイドライン等で明確化することにより、周知した内容の徹底に係る指導・指示の促進を図ることとしてはどうか。

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 個人事業者等が義務付けられた措置を行っていない場合には、事業者に対して指導を行うことができるよう、ガイドライン等においては、強いトーンでの記載が必要。
- 事業者等から必要な措置について周知された個人事業者等が、確実に当該措置を実施することが災害防止のためには重要であり、個人事業者等に周知を行き届かせるかという観点から、ガイドラインの具体的な内容について検討してもらいたい。

【各論①】個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

【事業者から周知を受けた内容の遵守について】

対応案

- 労働安全衛生法第4条に基づき、労働者に対して努力義務が課されている内容を踏まえ、個人事業者等に対しても、災害を防止するために必要な措置を講ずるよう努める必要がある旨を法令により明確化することとしてはどうか。
- 法第22条に基づき事業者から周知された事項の遵守等については、上記にて新たに創設する規定に基づき必要な措置を講ずるよう努めなければならない事項の例示として、ガイドライン等により示すこととしてはどうか。

ア 注文者の責務の範囲の明確化

対応案

- 建設工事以外の注文者にも工期等について配慮を求めることが必要であることから、同条の条文が建設業に限らず全ての注文者が対象である旨を規定上も明確にしてはどうか。
- 無理な工期・納期の設定や当初予定していなかった条件の注文後の付与等は安衛法第3条第3項の趣旨にそぐわないものである旨はガイドライン等で明確にしてはどうか。
- 安衛法第3条第3項は、全ての注文者が対象であり、注文した仕事を直接請け負った請負人が行う場合に限らず、数次請負契約によって行われる場合についても、注文した仕事について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない趣旨である旨をガイドライン等で明確にしてはどうか。
- 注文した仕事の安全衛生の確保を図る上で、注文者による対応に加え、適切な作業環境の確保や作業内容、作業条件等をあらかじめ明確にしておくなど、注文に当たって安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないようにするために注文者が作業場所を管理する者等に対して求めが必要な措置の内容等をガイドライン等で示し、関係者に周知・啓発を図ることとしてはどうか。

【各論②】個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策 －注文者（発注者）による措置の在り方－

（続き）

《委員からのご指摘のうち、新たな論点としてご議論いただきたいもの》

- 法第31条の4に基づき、注文者による違法な指示が禁止されているが、条文上、その指示に従つて労働者を労働させた場合に限定しているように読めるが、今回の検討を通じ、個人事業者等に対して措置義務を課す事項もあるため、同条に基づく違法な指示の対象については、当該指示に従つて個人事業者等が就業する場合も含まれるよう、規定を見直すべきではないか。

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 本来契約にない作業を着荷主の事業場で求められても契約にない作業等は実施しない、させない、実施した側、させた側には何らかの処分を課すというのが一番の対策になるのではないか。
- 着荷主における事業場の労働者と運送業者との混在による災害を防止するためのガイドライン等については、荷役作業に伴う労働災害を防止する観点から策定されている既存のガイドラインなども参考にしながら措置内容を検討すべき。
- 場を管理する者が一次下請の注文者に対して条件等を適切に伝えているにもかかわらず、二次下請以降の注文者に情報を伝達する過程で伝達内容に誤りが生じるといったことがないよう対策すべき。
- 一律にガイドライン等とされているが、特に注文者に対して具体的な措置を求めるものについては、少なくとも通達で示すこととし、注文者等が遵守しない場合には、適切に行政による指導を行うべきだと考える。

【各論②】個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策 －注文者（発注者）による措置の在り方－

イ 建設業等における混在作業現場における連絡調整

対応案

- 個人事業者等であっても、元方事業者が統括管理する「一の場所」において混在作業を行う場合には、「混在作業による労働災害」に影響を及ぼすおそれがあることから、規定上、混在作業における元方事業者の統括管理の対象に含まれることを明確にしてはどうか。
- 義務付けられた措置を遵守しなかったことにより、混在作業時に周囲の労働者に対しても被害が及ぶ可能性があることから、個人事業者等が講すべき措置については、関係請負人や労働者に実施が義務付けられているものと同一としてはどうか。
- また、義務付けられた措置を実施しなかったことに関する被害の程度は、関係請負人や労働者が労働者保護の観点から講すべき措置を怠った場合と同様であることを踏まえれば、罰則についても関係請負人や労働者に対するものと同等のものとしてはどうか。

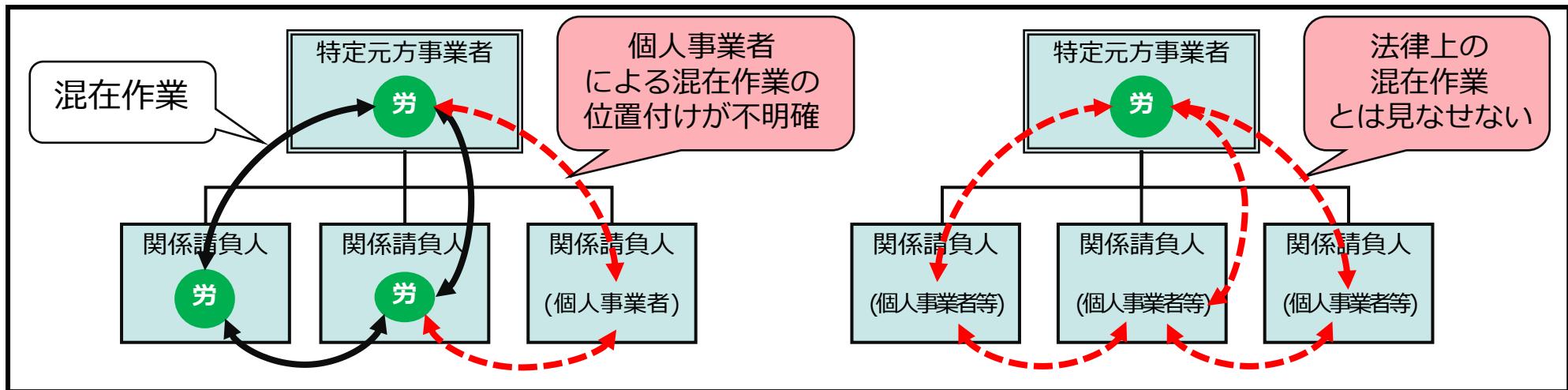
《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 個人事業者等が元方事業者の統括管理の対象に含まれる旨は条文を書き換える形での明確化を図るべき。

(参考) 建設業等における混在作業現場における連絡調整のイメージ

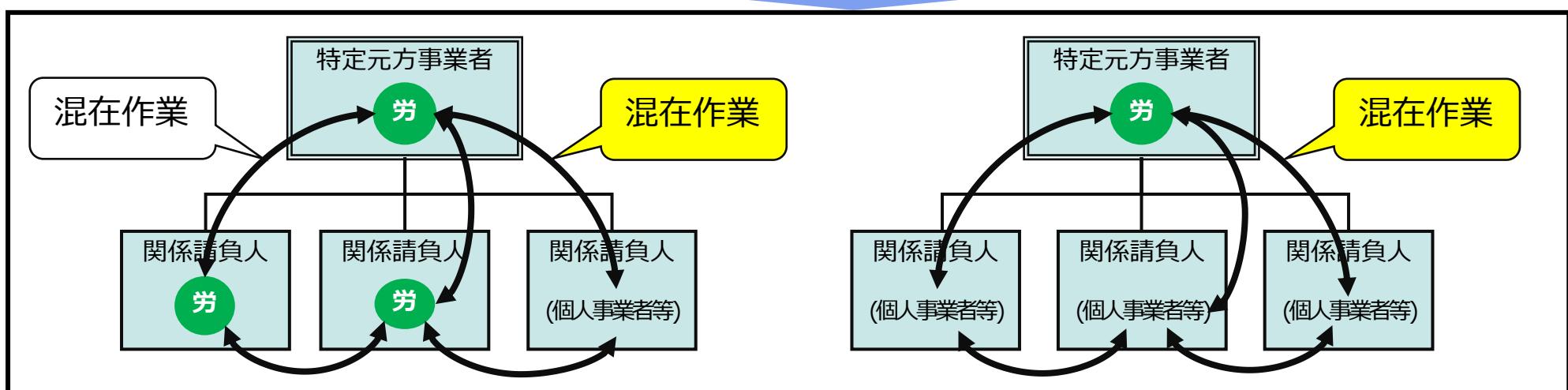
- 現行の安衛法第30条及び第30条の2においては、「一の場所」において、個人事業者等である請負人が作業を行う場合の位置付けが不明確であり、現場における統括管理の実態との乖離がみられる

«現行»



«見直し後»

個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化



【各論②】個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策 －注文者（発注者）による措置の在り方－

ウ 建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整

対応案

- 「一の場所」の範囲については、安衛法第30条や第30条の2において示されている考え方を参考に通達により解釈を示すこととしてはどうか。
- 「当該場所を管理する者」については、混在作業が行われる場所を管理し、当該場所において労働者を使用して作業を行っており、かつ、労働災害防止に必要な措置を主体的に講じ得る立場にあることが求められることから、これらの要素を全て満たす事業者とすることとしてはどうか。
- 「混在作業に従事する者」は、その場において何らかの作業に従事する者（個人事業者等を含む。）とすることとしてはどうか。また、その範囲について、安衛法第30条及び第30条の2の規定に基づく統括管理の対象との違いを明確にしてはどうか。
- 「一の場所」において行われる混在作業は、特定の事業に限定されるものではなく、これに伴う労働災害のリスクや当該労働災害を防止するために必要となる措置は千差万別であることから、以下のとおりとすることとしてはどうか。
 - ① 当該場所を管理する者（事業者）が実施すべき措置は、建設業や造船業、製造業の元方事業者に義務付けられている事項を参考に、「作業間の連絡調整」等を行うべきことを法令上明確にし、その他の措置については、建設業や造船業、製造業を対象に示された元方事業者による安全管理に関する指針を参考に実態に即した内容をガイドライン等により例示する
 - ② 混在作業に従事する者が実施すべき措置は、建設業等の関係請負人に義務付けられている事項を参考に「当該場所を管理する者（事業者）が講ずる措置への協力」は法令上明確にし、その他の措置については、上記①と同様にガイドライン等により例示する

【各論②】個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策 －注文者（発注者）による措置の在り方－

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 作業間の連絡調整については、条文上明確にするとともに、罰則の適用も視野に建設業者の元方事業者に義務付けられる事項に準じて検討すべき。
- 近年、多様な業種が同一の場で作業するイベントなども増えているため、現状を丁寧に把握いただきたい。そのうえで、そのような現場については、いきなり法令に基づき取り締まるのではなく、チェックリストの配布などにより安全衛生の指導を優先して行うべきではないか。全面に出して実施するべきではないか。

【各論②】個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策 －注文者（発注者）による措置の在り方－

(続き)

対応案

- 「当該場所を管理する者（事業者）」が実施すべき事項を「作業間の連絡調整」を基本とする場合、「混在作業に従事する者」が行う作業に一定程度の制約を課すことになるため、両者の間にこれを行い得る関係性（請負契約など）が存在することが必要ではないか。
- また、「当該場所を管理する者（事業者）」や「混在作業に従事する者」に法令上の義務として「作業間の連絡調整」等の実施を求める場合には、
 - ①「当該場所を管理する者（事業者）」が行う作業
 - ②「混在作業に従事する者」が行う作業それぞれについて、災害実態も踏まえて対象を限定する必要があるのではないか。
- 特に、罰則を設ける範囲については、上記の関係性（請負契約など）や混在作業による危険性（就業制限業務、危険有害業務など）を踏まえて検討する必要があるのではないか。
- 上記の関係性が連絡調整等の措置を行い得るようなものではない場合等や、災害リスクが高い作業とは言えないような場合のほか、「当該場所を管理する者（事業者）」が存在しない場合についても、作業を行う者が相互に協力し、一の場所において行われる混在作業による労働災害の防止に取り組む必要がある旨を法令やガイドラインにより明確にしてはどうか。

【各論②】個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策 －注文者（発注者）による措置の在り方－

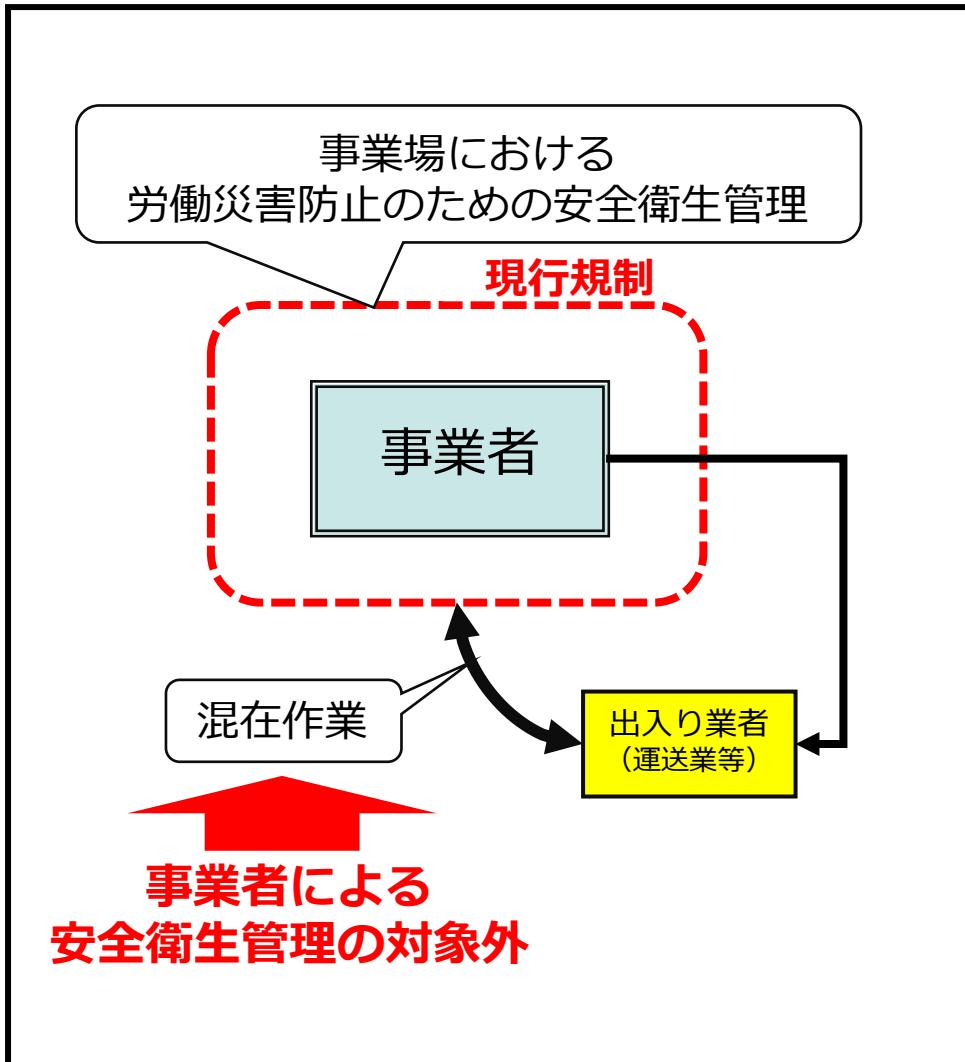
《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 請負関係等がある場合、少なくとも就業制限業務、あるいは危険有害業務については、義務違反について罰則を規定すべき。
- 罰則の範囲については、請負契約の存在に加えて、混在作業による危険性がある就業制限業務、あるいは危険有害業務であることを要件とすべき。
- 「当該場所を管理する者」が存在しない場合などについても、作業を行う者が相互に協力して作業間の連絡調整を行うことを明確化することは、混在作業による労働災害防止のために大変重要であり、155号条約を確実に批准する観点からも法令に明記すべきと考える。

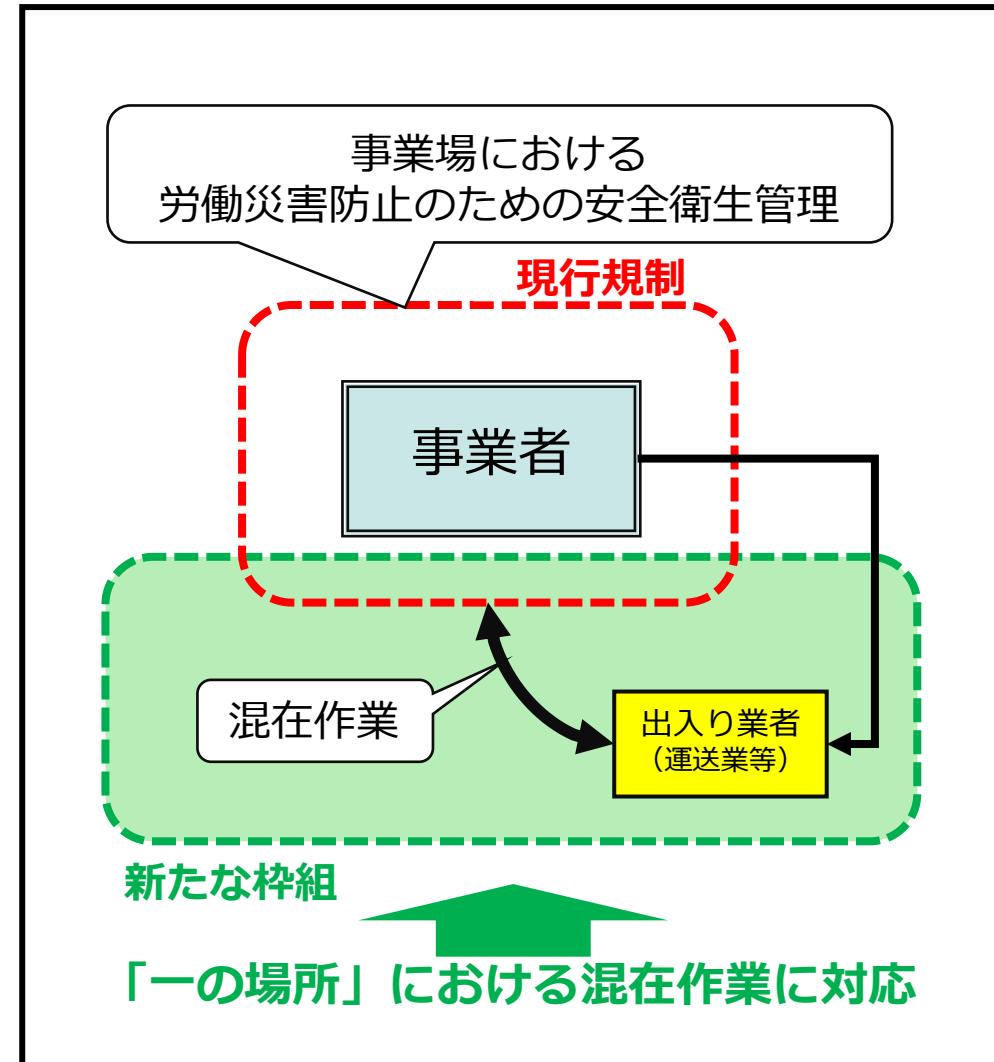
(参考) 建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整のイメージ①

- 業種や仕事の枠にかかわらず、「一の場所」で行われる混在作業に着目し、混在作業場所を管理する者に一定の措置を求める枠組みを新たに創設

《現行》



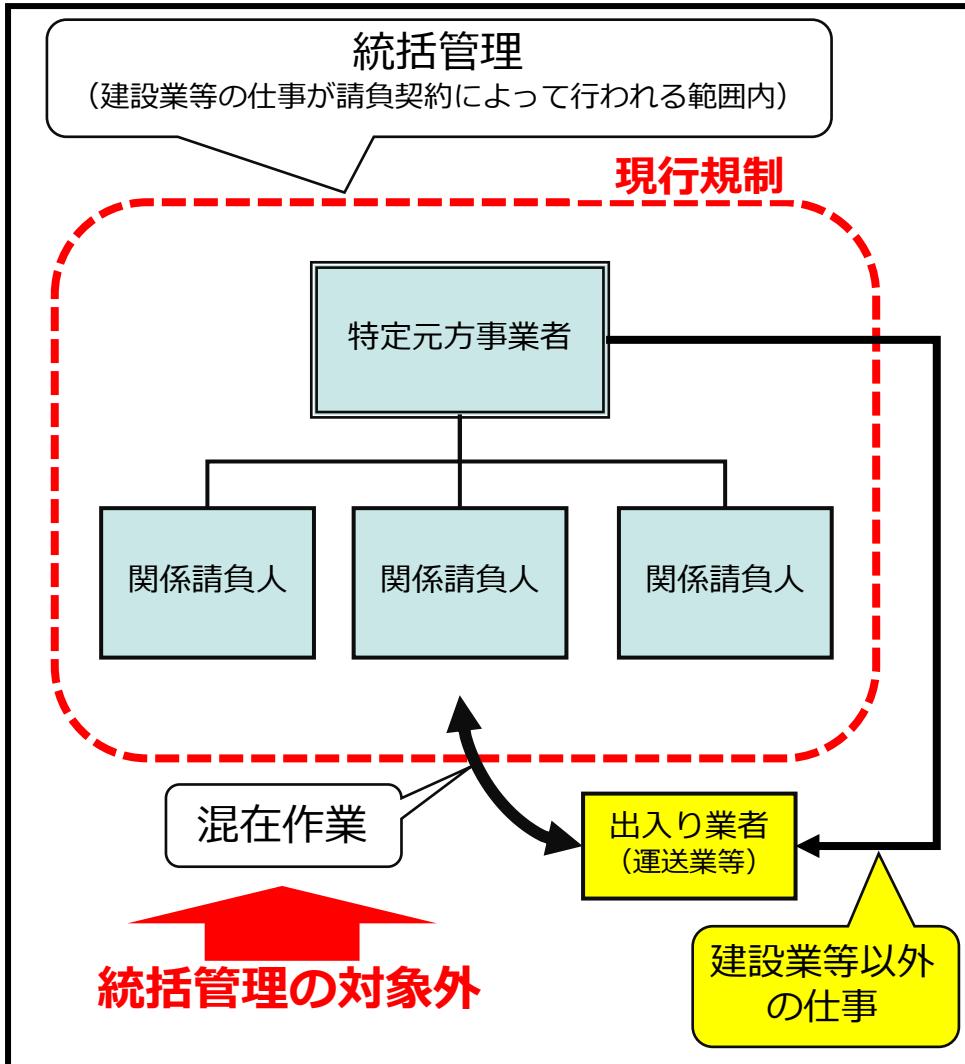
《見直し後》



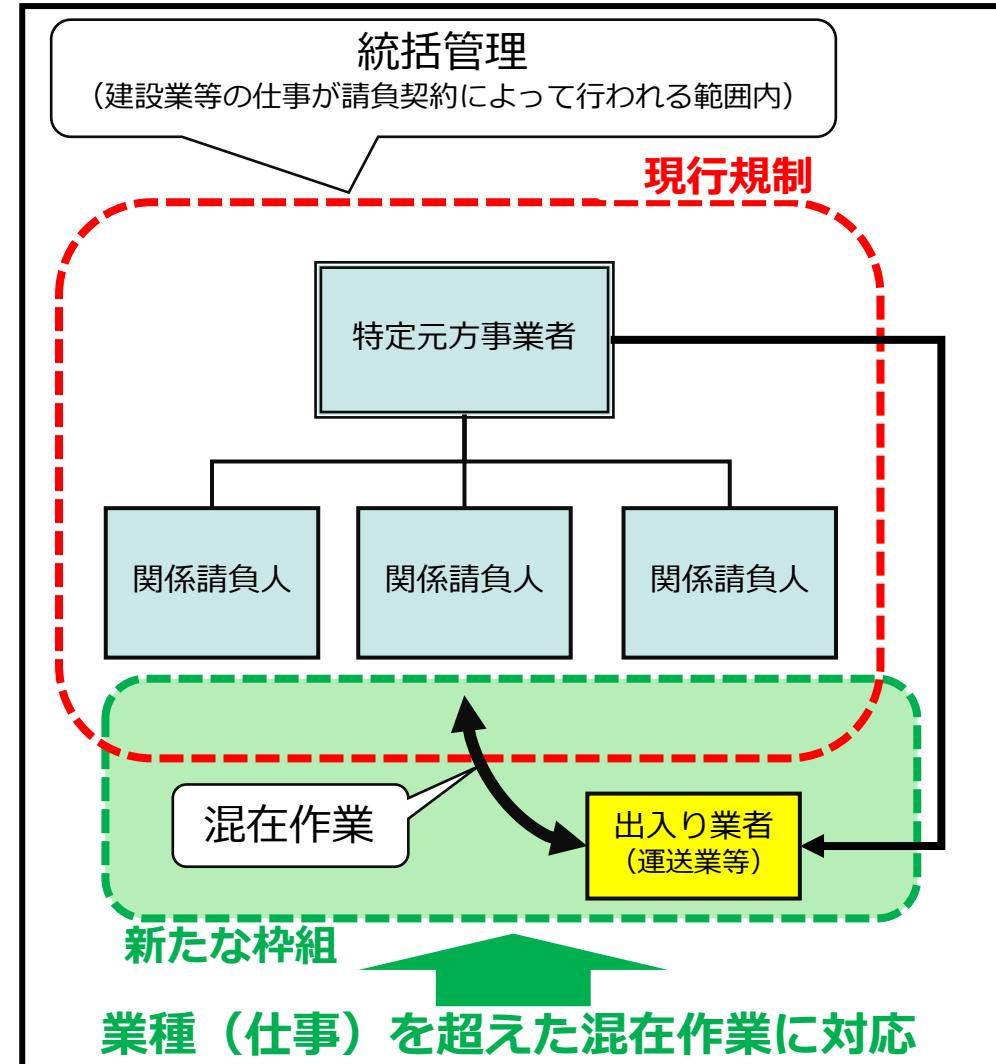
(参考) 建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整のイメージ②

- 現行の安衛法第30条（建設業、造船業）及び第30条の2（製造業）では、「一の場所」において、業種（仕事）をまたがる混在作業が行われても統括管理の対象とはなっていない。

《現行》



《見直し後》



【各論②】個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策 －注文者（発注者）による措置の在り方－

エ 特定事業の仕事を自ら行う注文者の講すべき措置（法第31条）

オ 化学設備の製造等の作業に係る仕事の注文者が講すべき措置（第31条の2）

カ 建設業の特定作業を自ら行う発注者等が講すべき措置（第31条の3）

対応案

- 建設物等の使用や化学設備等の改造等、車両系建設機械等を用いた共同作業による危険性・有害性は、作業者が労働者であるか否かによって変わるものではないため、対象となる者に個人事業者等も含まれることを規定上、明確にしてはどうか。
- 法第31条及び第31条の2に基づき注文者が講すべき措置に関して個人事業者等が講すべき措置を実施しなかったことに関する被害の程度は、請負人や労働者が労働者保護の観点から講すべき措置を怠った場合と同様であることを踏まえれば、罰則についても、請負人や労働者に対するものと同等のものとしてはどうか。
- 労働者とは異なる場所において、建設物等の使用や化学設備等の改造等、車両系建設機械等を用いた共同作業が行われる場合であっても、個人事業者等の災害を防止する観点から、同様の措置を実施することが望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。

【各論②】個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策 —発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置の在り方—

ア 機械等貸与者等の講すべき措置等（法第33条）

対応案

- 貸与された機械等による危険性は、貸与される者が事業者であるか否かによって変わるものではないため、対象となる者に個人事業者等も含まれることを規定上、明確にしてはどうか。
- 個人事業者等を保護し、規制を課すのは安衛法上は労働者と同じ場所で働く場合であることを踏まえれば、機械等貸与者に措置を義務付けるのは個人事業者等が労働者と同じ場所で働く場合とすべきであるが、機械等貸与者が
 - ①事業者であるか個人事業者等であるか
 - ②個人事業者等の場合に労働者と同じ場所で使用するか否かを判断することは困難であるため、個人事業者等に貸与する場合にも事業者に貸与する場合と同様の措置を機械等貸与者に義務付けることとしてはどうか。
- 法第33条で労働災害を防止するための措置を求められている機械は、運転の業務に当たり必要な資格等が定められていて、（機械のリースが一般的な）不特定の場所に自走する機械であるため、これらの条件を同様に満たすフォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダーを追加してはどうか。

【各論②】個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策 —発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置の在り方—

イ 建築物貸与者の講ずべき措置（法第34条）

対応案

- 貸与された建築物等による危険性は貸与される者が事業者であるか否かによって変わるものではないため、対象となる者に個人事業者等も含まれることを規定上、明確にしてはどうか。
- 災害の実態を踏まえ、あらゆる場所で、建築物等の管理に起因する労働災害が発生しうることから「建築物」の範囲を事務所、工場に限らず事業の用に供される建築物としてはどうか。また、屋外駐車場等、建築物には当たらないものを貸与する場合は、貸与者に求める措置をガイドライン等で明確にしてはどうか。
- 建築物貸与者の講ずべき措置については、共用の避難器具の表示・有効保持や警報設備の設置・有効保持などに加え、災害の実態を踏まえ、貸与を受けた者の占有部分以外の部分における墜落危険箇所の周知や安全な通路の確保等、災害の原因となっているものも追加してはどうか。

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 屋外駐車場など、建築物に該当しない場所についても、リスクに応じた措置が徹底されるよう、ガイドライン等に基づく指導の対象とすべき。

【各論②】個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策 —発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置の在り方—

ウ プラットフォーマー等仕組みを提供する者による措置

対応案

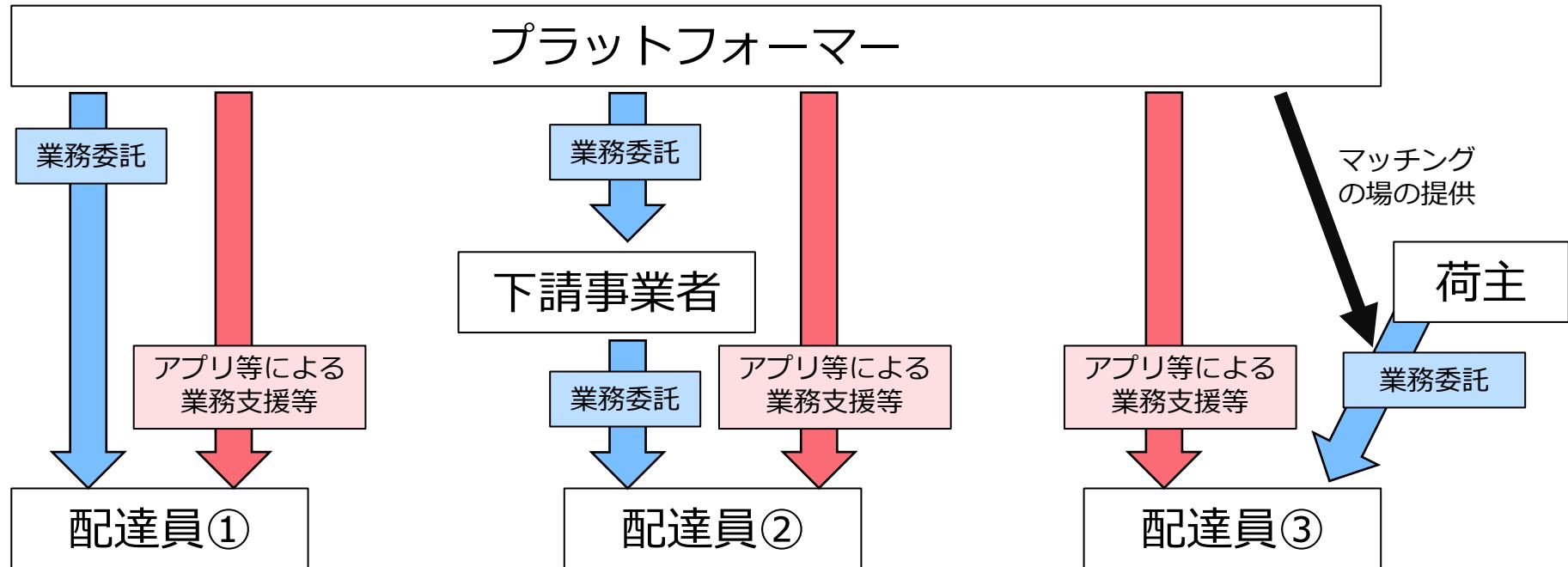
- プラットフォーマーが、安衛法第3条第3項に規定する注文者に当たる場合は、プラットフォーマー自身が直接的に仕事を他人に請け負わせる場合としてはどうか。
- プラットフォーマーが提供するサービスを利用して就業する者が行う仕事に関し、仕事を請け負わせるのではなく、アプリ等を活用した業務支援等を行う場合等プラットフォーマーが安衛法第3条第3項に規定する注文者に該当しない場合であっても、注文者に準じ、安全で衛生的な作業が行われるよう必要な配慮を行うよう求めることとしてはどうか。
- 上記を踏まえ、注文者に該当する場合の配慮すべき事項や、注文者に該当しない場合に配慮することが望ましい取組などをガイドライン等で示し、プラットフォーマーを含めた関係者に周知するとともに、今後ともプラットフォーマー含めた新たな働き方に対する規制を、諸外国の例も参考にしつつ検討することとしてはどうか。

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 外形上の契約のみで判断するのではなく、プラットフォーマーが行う「アプリ等による業務支援等」の実態を踏まえ、注文者として取り扱うべきものは対象にすべき。
- 注文者に該当しない場合であっても、「アプリ等による業務支援等」によって、作業に伴う安全衛生に影響を及ぼす場合には、注文者相当の措置を求めるべき。
- 注文者に該当するか否かの判断は、業務請負や業務委託の有無で行うべきである。また、労働者に該当すると自認しているギグワーカーに対し、労働者性の判断も含めた相談体制の確保が必要。
- ネットを通じた業務実施に当たっては、外からは見えにくいが、プラットフォーマーの優越的な立場に起因する色々な問題もあるので、実態をしっかりフォローすべき。
- 「プラットフォーマーに対する規制」は、引き続きの検討課題とされているが、使用者性・労働者性の見直しが進められるのに合わせて、時宜を得た見直しが行われるべき。

(参考) プラットフォーマー等仕組みを提供する者による措置のイメージ

【荷の配達業務の流れ】



※ プラットフォーマーが具体的に配慮すべき事項は、業務委託の内容や業務支援等の内容が作業上の安全衛生に及ぼす影響の程度によって異なるため、ガイドライン等により明確にする。（前回提出資料1 スライドNo.6 参照）

例) プラットフォーマーによる業務支援等の例

	業務委託等の状況	プラットフォーマーの位置付け
配達員①	プラットフォーマーから直接業務委託を受けている プラットフォーマーが提供するアプリ等による業務支援等を受けている	注文者
配達員②	プラットフォーマーから業務委託を受けた下請事業者から業務委託を受けている プラットフォーマーが提供するアプリ等による業務支援等を受けている（契約関係なし）	注文者
配達員③	プラットフォーマーが提供する場でマッチングした荷主から業務委託を受けている プラットフォーマーが提供するアプリ等による業務支援等を受けている（契約関係なし）	注文者に該当しない

【各論③】その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等 —災害報告制度—

（1）個人事業者等の業務上の災害の把握の仕組み

対応案

- 個人事業者等の業務上災害については、現在、網羅的に把握する仕組みがないことから、災害防止対策の企画・立案の観点から、個人事業者等の業務上災害の把握のための監督署への報告に係る仕組みを構築することとしてはどうか。

ア 報告対象

対応案

- 監督署への報告を義務付ける対象とする個人事業者等の業務上災害については、労働者死傷病報告に係る規定等を踏まえ、休業4日以上の死傷災害としてはどうか。

イ 報告主体

対応案

- 業務上災害の報告制度の目的が今後の災害防止対策の企画・立案に資するためであることを踏まえれば、その報告主体は、①被災時に個人事業者等が行っていた業務の内容を把握している者、②災害発生場所の状況を把握している者、であることが適当ではないか。
- これらをいずれも満たすのは、被災者である個人事業者等自身のほか、仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者（「特定注文者」）や、災害発生場所（事業場等）を管理する事業者（「災害発生場所管理事業者」）が考えられるのではないか。
※以下、「特定注文者」、「災害発生場所管理事業者」を併せて「特定注文者等」という。
- 特定注文者について、重層請負構造によって仕事が行われるような場合において、直近上位の注文者が災害発生場所に来ることが一切ない場合は、災害発生場所で業務を行う一つ上位の注文者（当該注文者も災害発生場所に来ることが一切ない場合は、さらにその上位の注文者。以下、最先次の注文者まで同じ。）を特定注文者としてはどうか。

【各論③】その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等 －災害報告制度－

（続き）

対応案

- 個人事業者等自身が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合については、個人事業者等自身に特定注文者等への報告を義務付けるとともに、当該報告を受けた「特定注文者」（特定注文者が存在しない場合は「災害発生場所管理事業者」）が当該報告内容を踏まえ、必要に応じ、注文している業務の内容や災害発生場所の状況等の必要事項を補足した上で、当該特定注文者等に対して監督署に報告することを義務付けてはどうか。
- 個人事業者等自身が災害発生の事実を伝達・報告することが不可能な場合は、「特定注文者」（特定注文者が存在しない場合は「災害発生場所管理事業者」）に監督署に対する業務上災害の報告を義務付けることとしてはどうか。
- 被災した個人事業者等が中小事業の事業主又は役員である場合には、所属企業が監督署に報告することを義務付けてはどうか。
- 総論②の考え方を踏まえれば、上記の報告を義務付けるのは、災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合に限ることとしてはどうか。
※個人事業者等が労働者とは異なる場所で就業していた際の業務上災害については、p. 22で記載しているとおり、情報提供としてはどうか。

【各論③】その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等 －災害報告制度－

(続き)

対応案

- 休業4日以上の報告義務対象の業務上災害について、労働者とは異なる場所で就業していた場合には報告義務の対象とはしないが、特定注文者等に対し、情報提供を求めるとしてはどうか。また、個人事業者等が一般消費者から住宅建築を元請として請け負った場合など、特定注文者等が存在しない場合についても、報告義務の対象とはせず、
 - ・個人事業者等が災害発生の事実を伝達・報告することが不可能な場合にあっては、業務上災害の幅広い把握のため、個人事業者等が業種・職種別団体（特別加入団体を含む。以下同じ。）に加入している場合には、当該団体が監督署に情報提供できることとしてはどうか。
 - ・個人事業者等が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合にあっては、個人事業者等自身が監督署に情報提供することとしてはどうか。
- 休業4日未満の報告義務対象ではない業務上災害についても、個人事業者等による業務上の災害を幅広に把握する観点や、報告制度の実効性を高める観点からは、報告義務対象とならない業務上災害（事業場外で発生したものを含む。）について、個人事業者等自身や個人事業者等が加入する業種・職種別団体が可能な範囲で監督署に対し情報提供できることとしてはどうか。

【各論③】その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等 －災害報告制度－

ウ 報告時期

対応案

- 報告対象が休業4日以上の死傷災害であることを踏まえ、報告義務が課される業務上災害に該当する場合は、労働者死傷病報告の場合と同様、個々の災害について、当該災害の発生を把握した後、「遅滞なく」報告を求めるとしてはどうか。

エ 罰則の適用

対応案

- 報告主体となる個人事業者等は自身が被災していることや、特定注文者等にとっては、雇用関係や（災害発生場所管理事業者については）請負関係にない者の災害について報告するという特殊性を踏まえれば、罰則を適用することは適当でないと考えられるため、報告を義務付ける場合は「罰則なしの義務規定」としてはどうか。

オ 報告事項

対応案

- 報告事項については、労働者死傷病報告についての集計・分析の現状を踏まえ、個人事業者等による業務上の災害の集計・分析及びその結果を踏まえた対策の企画・立案の観点から、個人事業者等の業務上災害の概要を把握するために必要な項目として、労働者死傷病報告における報告事項を参考として、加えて、特定注文者等の報告者に関する情報や、被災した個人事業者の労災保険の特別加入の有無等について報告を求めるとしてはどうか。

【各論③】その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等 －災害報告制度－

力 報告を行ったことによる不利益取扱いの禁止

対応案

- 特定注文者等は個人事業者等が義務対象である業務上災害の報告を特定注文者等に対して行ったことを理由として、不利益取扱いを行ってはならないこととするべきではないか。
- 不利益取扱いの内容としては、雇用関係にある労働者に対する不利益取扱いとは性質が異なることから、不利益取扱いに該当する具体例について、代表的なものを法令で明示するとともに、全体像を通達等で示すこととしてはどうか。

業務上災害報告制度の詳細な運用等のあり方

対応案

- 監督署への報告義務主体である特定注文者等について、雇用関係や請負関係にない場合がある者の災害を報告するという特殊性を踏まえ、こうした報告等については、電子申請システムを活用し、個人事業者から報告を受けた内容を監督署への報告の際に活用できるようにするなど、特定注文者等にとって過度な負担とならないような環境整備を図るとともに、報告制度の普及・定着を図ることとしてはどうか。
- その他、
 - ・報告主体の考え方における「個人事業者等自身が災害発生の事実を伝達・報告することが不可能な場合」（資料8ページ）について、個人事業者等が死亡した場合や入院中の場合等、具体的なケースの通達等での提示
 - ・個人事業者等が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合において、特定注文者等による監督署への報告とは別に、個人事業者等自身が監督署へ情報提供を行うことが可能である旨の通達等での明示

を含めた報告制度の詳細な運用等については、検討会報告書に示されている事項や、本分科会で議論等がなされた事項を踏まえ、ガイドライン等で示すこととしてはどうか。

【各論③】その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等 －災害報告制度－

（2）脳・心臓疾患及び精神障害の報告の仕組み

対応案

- 個人事業者の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案については、原因の特定が困難な場合があることや、個人情報保護の観点等から、他の業務上災害とは区別して、個人事業者自身が労働基準監督署に報告することができる仕組みを整備することとしてはどうか。
- その際は、業種・職種別団体が当該個人事業者による報告を代行する等の支援をすることとしてはどうか。
- 報告事項については、労働者死傷病報告についての集計・分析の現状を踏まえ、個人事業者等による業務上の脳・心臓疾患や精神障害の災害の集計・分析及びその結果を踏まえた対策の企画・立案の観点から、個人事業者等の業務上の脳・心臓疾患や精神障害の災害の概要を把握するために必要な項目として、労働者死傷病報告における報告事項を参考として、加えて、報告を代行する業種・職種別団体等に関する情報や、被災した個人事業者の労災保険の特別加入の有無等について報告を求めることとしてはどうか。

【各論③】その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等 －災害報告制度－

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

【報告対象】

- 報告義務の対象となるのは、労働者と同じ場所で就業する場合に被災した災害に限定されるが、なるべく多くの災害を把握する観点からは、そのような災害についても法令での義務付けも含め、積極的に把握できるようにすべき。

【報告主体】

- 個人事業者等の災害には、つまずきや転倒など、施設を管理する者（災害発生場所管理事業者）とは直接関係のない災害もあることから、直近上位の注文者が災害発生場所で業務を行っていない場合（特定注文者が存在しない）であっても、当該注文者にも災害発生の事実を情報提供すべき。
- 実効性を高めるため、「労働者と同じ場所」等の考え方を示すことにより、報告主体になり得る者（個人事業者等が出入りするスーパーのバックヤードを管理する者等）に分かりやすく周知すること。
- 商業施設等のバックヤード等における災害について、災害発生場所管理事業者が契約関係にもない者について災害報告を行うことは負担が大きいため、その場にいないとしても、注文者にも一定の役割を担っていただくべきではないか。

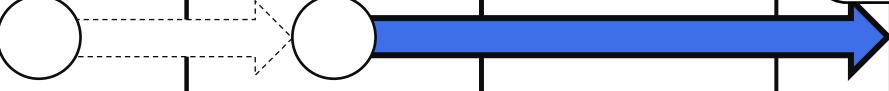
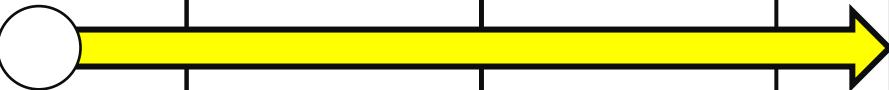
【報告データの活用】

- 災害報告制度によって把握したデータについては、高年齢就業者の雇用の安定や就業環境の整備、労災保険の特別加入の制度見直し等の検討に積極的に活用すべき。
- 把握したデータは、個人情報を除き、可能な限り生データに近い形で公開すべき。
- 報告制度については、制度の運用状況を踏まえ、実効性が乏しい場合には、罰則化も含め必要な見直しを行うべき。
- 報告制度をはじめとする対策の強化がなされる中、その円滑な施行に当たっては、労働基準行政の体制強化を図るべき。
- 電子申請を基本とするに当たっては、デジタル技術に精通していない者にも配慮すること。

(参考) 個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図

報告義務
(罰則なし)



被災程度	考え方	個人事業者等 (被災者)	特定注文者	災害発生場所 管理事業者	監督署
休業4日以上の死傷災害	特定注文者が把握した場合に報告				
	特定注文者が存在しない場合は、災害発生場所管理事業者が把握した場合に報告				
	特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、報告義務対象外 ※ 個人事業者等が加入している関係団体等による情報提供は可能				
災害発生の事実を伝達することができる場合	個人事業者等が特定注文者に報告、その内容を踏まえて、特定注文者が監督署に報告				
	特定注文者が存在しない場合は、個人事業者等が災害発生場所管理事業者に報告、その内容を踏まえて、災害発生場所管理事業者が監督署に報告				
	特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、個人事業者等自らが監督署に情報提供				
休業4日未満等報告義務対象外の災害	休業4日未満等報告義務対象外の災害は、個人事業者や個人事業者が加入している団体等が情報提供可能				

※ 災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。
また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

【各論③】その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等 一個人事業者、業種・職種別団体等に対する支援等一

【業種・職種別団体等の活用等、各種情報の共有】

対応案

- 協議を行うに当たっては、関係各所との情報や意見の交換が重要なことから、国が連絡会議等を開催することにより協議の場、機会を提供することとしてはどうか。
また、協議の実施にあっては業種・職種別団体の他、仲介業者や個人事業者が就業する地域の自治体など、幅広く呼びかけることとしてはどうか。
- 既存の安全衛生に関するサイトの内容を充実させるほか、個人事業者等の安全衛生に関するポータルサイトを設け、情報の利便性を高めることとしてはどうか。
- 各団体における個人事業者等の業務上の災害の把握については、ガイドライン等でその実施が望ましいものとして促すこととしてはどうか。

【個人事業者等の特性を踏まえた対策の推進】

対応案

- 団体等がない業界については、個人事業者等の支援に関するフォーラムの企画運営やその情報提供等によって、参加者による主体的なコミュニティの形成を促進するとともに、国による認定など、優良な取組を行っている団体に対しインセンティブを付与すること等を通じて、業界団体等の形成を促し、団体等による個人事業者等への支援を推進することとしてはどうか。

【相談窓口】

対応案

- 労働局・労働基準監督署はもとより、独占禁止法や下請法の申告等がされる公正取引委員会や中小企業庁をはじめ、個人事業者等に対する各種相談等を実施している幅広い省庁や相談窓口と連携することとしてはどうか。
- 連携する相談窓口や業所管官庁と相談の内容に応じて相互に窓口を紹介できるようにするとともに、連携先の窓口のリストをHPに掲載等することとしてはどうか。

【各論③】その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等 一個人事業者、業種・職種別団体等に対する支援等一

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

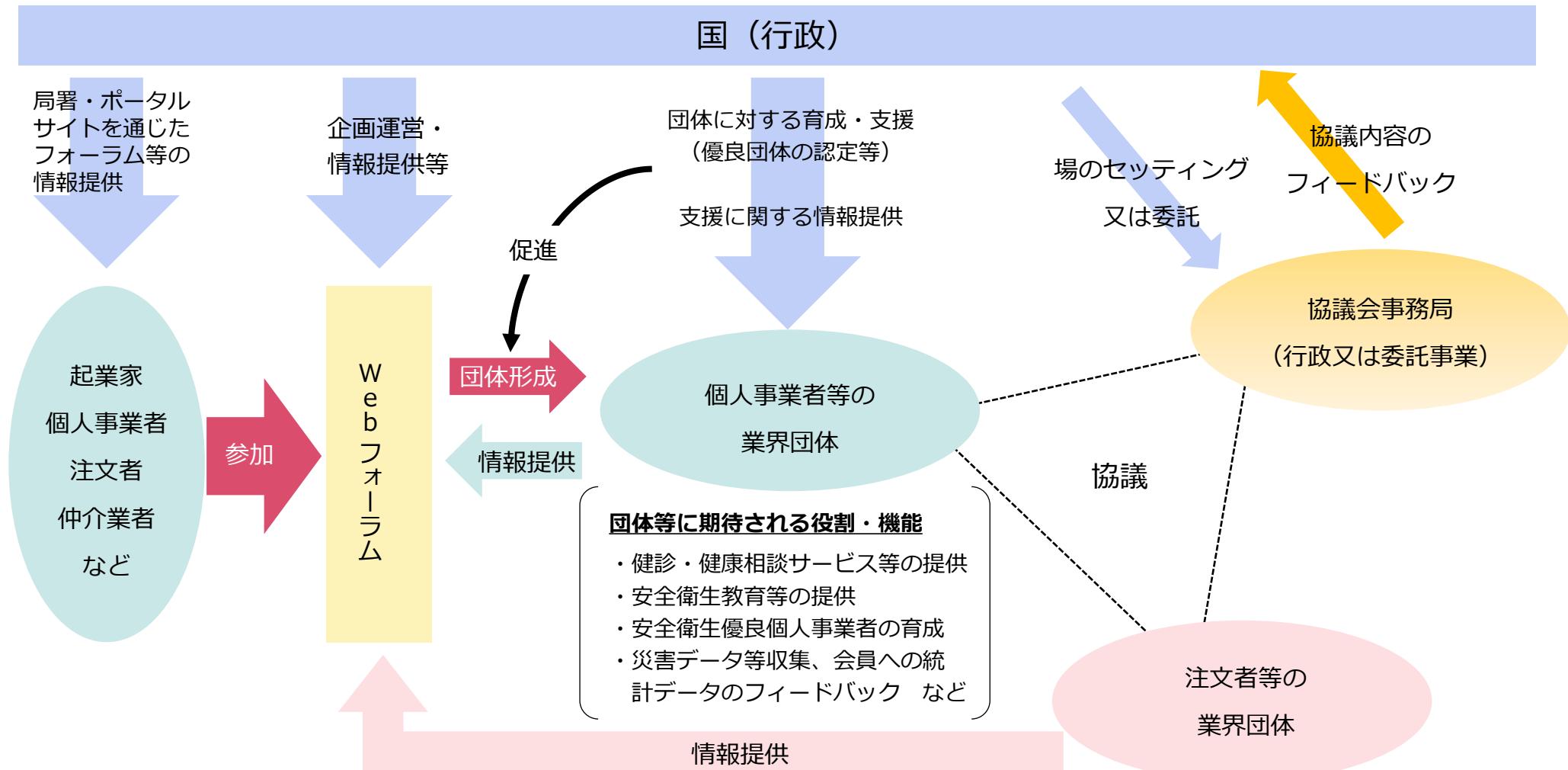
【支援】

- 協議の場の設置に当たっては、業種や地域による偏りが生じないよう配慮すべき。好事例の水平展開により、規模の拡大、質の向上を図るべき。
- これまでとは異なったアプローチも含め、団体に加入していない個人事業者に対して情報を届けることができるようすべき。
- 団体の形成促進に当たっては、団体として活動する際のデザインの提示が必要であるほか、企業（注文者）の力をうまく活用した取組が重要。
- インセンティブ付与に当たっては、登録制度により個人事業者を把握し、優良事業者として認定するなど、個人事業者が真に求める内容とすべき。
- 特別加入者に対する支援や、労働者性に疑義がある者が利用することも予想される相談窓口については別として、支援に当たっての財源として、社会復帰促進等事業を活用することには反対。どうしても活用する場合には、労災保険法第29条との関係性も含め、明確な整理が必要。
- 安全衛生に関する支援に当たっては、個人事業者の契約の安定や就業の安定といったことにも関係してくるので、しっかりと対応していただきたい。
- 個人事業者という働き方は、障害者の就業機会確保にも資するものであるため、関係団体としては、障害者関係の団体も含めてはどうか。
- 災害防止に関する取組を推進する優良な団体の育成を支援する観点から、表彰制度に加え、優良認定制度の創設なども含め、幅広くインセンティブ策を検討してはどうか。
- 相談窓口が複数あるが、総合案内のような窓口を設けることを検討すべき。

(参考) 個人事業者等の特性を踏まえた対策の推進（団体形成、インセンティブ付与）のイメージ

団体形成及び支援のイメージ

個人事業者等の団体形成から形成後の協議会運営まで包括的に支援を行うことで、情報提供や教育等の災害防止に関する活動を行う団体の増加と個人事業者等の既存団体等への加入を推進するとともに、協議会を通じて政策課題を把握。



【各論③】その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等 －申告制度－

【個人事業者等による労働基準監督署等への申告について】

対応案

- 労働者の場合とは異なり、個人事業者等を保護する観点から事業者等に措置の実施が義務付けられているのは、一定の場合に限られるため、労働基準監督署等に対して申告ができることとするのは、そのような場合に限ることとし、具体的な対象条文については、通達等で明確にすることとしてはどうか。
- 事業者等は、個人事業者等に対して仕事を請負わせる注文者である場合のほか、事業者、機械等や建設物の貸与者である場合があり得るため、不利益取扱いに該当する具体例について、代表的なものを法令で明示するとともに、それぞれの立場において想定される不利益取扱いの全体像を通達等で例示することとしてはどうか。
- 不利益の範囲は、労働者の場合と必ずしも一致するものではないが、個人事業者等は事業者等から仕事の注文を受けて事業を行うという「事業者的側面」だけではなく、受注した仕事に係る作業を自らが行うという「作業者的側面」も有することから、申告制度の実効性を確保する観点からは労働者の場合に事業者に課されるものと同等のものとしてはどうか。

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 申告制度の対象となる条文については、現行法令も含め精査の上、分科会にお示しいただきたい。
- 不利益取扱の例示について、法令と通達でどのように切り分けて明示するか整理する必要があるため、分科会にお示しいただきたい。

安全衛生分科会における これまでの議論を踏まえた新たな論点

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

安全衛生分科会におけるこれまでの議論を踏まえた新たな論点①

【労働安全衛生法上の「個人事業者等」の範囲】 《第161回 安全衛生分科会》

- 中小事業の事業主及び役員の範囲については、個人事業者や労働者が行うのと類似の作業を自ら行うという、行動に着目して対象を定めることが重要。
- 家族従事者の中には、中小事業主と同様に、個人事業者や労働者と類似の作業を行う者もいるが、その取扱についても整理が必要。

《論点》

- 個人事業者や労働者が行うのと類似の作業を自ら行う中小事業の事業主や役員の範囲について、業務上災害の実態や他の労働基準関係法令での取扱いを踏まえてどのように考えるか。
- 労働安全衛生法令上、個人事業者等の家族従事者（※）の取扱いについてどのように考えるか。
※ 「家族従事者」とは、「同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者」をいう。

労働安全衛生法上の「個人事業者等」の範囲

論点

- 個人事業者や労働者が行うのと類似の作業を自ら行う中小事業の事業主や役員の範囲について、業務上災害の実態や他の労働基準関係法令での取扱いを踏まえてどのように考えるか。

対応案

- 中小事業の定義は、労災保険制度において、特別加入を認める中小事業主の範囲との整合性を踏まえ、業種に応じ、常時使用する労働者数が右表に定める数以下の事業とすることとしてはどうか。

中小事業の業種及び規模

業種	労働者数
金融業 保険業 不動産業 小売業	50人
卸売業 サービス業	100人
上記以外の業種	300人

【労災保険特別加入制度について】第78回労災保険部会資料（令和元年8月8日開催）（抄）

1 趣旨

労災保険は、労働者の労働災害に対する保護を主目的とするものであり、労働基準法上の労働者でない者については対象外とされている。特別加入とは、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者について、特に労災保険の加入を認める制度。

2 特別加入の対象範囲

- 特別加入の対象範囲は、下記の条件を考慮して定められている。
 - ① 業務の実態や災害の発生状況からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者であること。
 - ② 業務の範囲が明確に特定でき、業務災害の認定等が保険技術的に可能であること。
- 特別加入を認めるにあたっては、民業圧迫につながらないよう留意する必要がある。また、逆選択が生じないよう危険防止措置の徹底等を図ることが不可欠。

労働安全衛生法上の「個人事業者等」の範囲

論点

- 労働安全衛生法令上、個人事業者等の家族従事者（※）の取扱いについてどのように考えるか。
※ 「家族従事者」とは、「同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者」をいう。

対応案

- 個人事業者が同居の親族のみを使用し、自らも就業する場合については、現行の労働安全衛生法令の枠組みとの整合性から、以下のとおり取り扱うこととしてはどうか。
 - ① 個人事業者に使用される同居の親族（以下、「家族従事者」という。）は、個人事業者等には該当せず、個人事業者等を対象とする規制・保護の対象には含まれない整理とするが、家族従事者の安全衛生の確保については、規制・保護の対象となる個人事業者が同居の親族という関係性のもと、事業者が労働者に対して行うのと同等の措置を家族従事者に対して講ずることが重要である旨をガイドライン等で明確化する。
 - ② 「危険箇所への立入禁止」、「一の場所における混在作業による労働災害の防止」など、場所の管理権原や一の場所における作業の統括管理に着目した規制については、個人事業者に使用される家族従事者であると否とをとわず、当該場所で「作業に従事する者」として、規制・保護の対象とする。

労働安全衛生法上の「個人事業者等」の範囲

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について（抄）（令和4年4月15日付け基発0415第1号）

第2 改正の概要

2 留意事項

(7) 家族従事者に対する措置 法第2条第2号の規定により、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者（以下「家族従事者」という。）は労働者には含まれないこととされているため、家族従事者は法の直接的な措置対象とはなっていないが、個人事業者がこれらの者の安全衛生の確保を図ることは重要である。改正省令により、事業者の行う業務又は作業の一部を請け負う個人事業者も労働者と同等の保護措置の対象となり、安全衛生の確保に必要な配慮や情報の周知等を受けることができるようになることから、個人事業者は、これらの措置の活用等により、自らが使用する家族従事者に対して、事業者が労働者に対して行う措置と同等の措置を行うことが重要である。

第3 細部事項

1 各省令に共通する事項

(2) 作業実施上の健康障害防止（作業方法、保護具使用等）に係る規定の改正

イ 解釈等

(イ) 請負人等が講ずべき措置

改正省令により設けられた事業者による周知は、請負人等に指揮命令を行うことができないことから周知させることとしたものであり、請負人等についても労働者と同等の保護措置が講じられるためには、事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実に当該措置を実施することが重要であること。また、個人事業者が家族従事者を使用するときは、個人事業者は当該家族従事者に対して、必要な措置を確実に実施することが重要であること。

(3) 場所に關わる健康障害防止（立入禁止、退避等）に係る規定の改正

イ 解釈等

(ア) 措置義務の対象に含まれる者の範囲

改正省令により、新たに立入禁止、退避等の措置対象に追加された特定の場所において作業に従事する者とは、作業の内容如何に問わらず、その場所で何らかの作業（危険有害な作業に限らず、現場監督、記録のための写真撮影、荷物の搬入等も含まれる。）に従事する者をいい、次に掲げる者が含まれること。

- ① 当該場所で何らかの作業に従事する他社の社長や労働者
- ② 当該場所で何らかの作業に従事する一人親方
- ③ 当該場所で何らかの作業に従事する一人親方の家族従事者
- ④ 当該場所に荷物等を搬入する者

安全衛生分科会におけるこれまでの議論を踏まえた新たな論点②

【注文者による違法な指示の禁止（法第31条の4関係）】 《第165回 安全衛生分科会》

- 法第31条の4に基づき、注文者による違法な指示が禁止されているが、条文上、その指示に従って労働者を労働させた場合に限定しているように読めるが、今回の検討を通じ、個人事業者等に対して措置義務を課す事項もあるため、同条に基づく違法な指示の対象については、当該指示に従って個人事業者等が就業する場合も含まれるよう、規定を見直すべきではないか。

《論点》

- 注文者が、労働者を使用しない請負人（個人事業者等）に対する指示を行った場合であって、当該指示に従って作業を行った場合、個人事業者等が労働安全衛生法令の違反を問われるような内容の指示を行うことは適当ではないと考えられるが、その旨を規定上明確にするべきか。

参照条文－労働安全衛生法（違法な指示の禁止）

第31条の4　注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

注文者による違法な指示の禁止について（法第31条の4関係）

論点

- 注文者が、労働者を使用しない請負人（個人事業者等）に対する指示を行った場合であって、当該指示に従って作業を行った場合、個人事業者等が労働安全衛生法令の違反を問われるような内容の指示を行うことは適当ではないと考えられるが、その旨を規定上明確にするべきか。

対応案

- 労働安全衛生法第31条の4に基づく違法な指示の禁止については、禁止対象となる指示の範囲が「その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示」とされているため、個人事業者等自身が就業することにより違反が生ずる場合も含まれる旨を規定上、明確にすることとしてはどうか。